



Applying IFRS

FICEプロジェクトの進展

2023年12月

目次

序説	2
1. 関連する法律又は規制の影響	3
2. 固定対固定	4
3. 企業の自己の資本性金融商品を購入する義務	5
4. 条件付決済条項	6
5. 株主の裁量	7
6. 金融負債及び資本性金融商品の分類変更	8
7. 開示	10
7.1. 清算時の企業に対する請求権の性質及び優先順位	10
7.2. 金融負債と資本性金融商品の両方の特性を有する金融商品の条件	11
7.3. 金融負債と資本性金融商品の両方の特性を有する金融商品の清算時の優先順位	12
7.4. 時間の経過	13
7.5. 普通株式の潜在的な希薄化	13
7.6. 資本性金融商品に分類されるプッタブル金融商品	14
7.7. 自己の金融商品を購入する企業の義務を含む金融商品	14
8. 表示	15
9. 経過措置	15

元い

重要ポイント

- IASB の FICE プロジェクトは、IAS 第 32 号「金融商品：表示」の適用に際して生じる実務上の問題点を解消し、発行された金融商品に関する開示の要求事項を拡充することを目指している。
- IASB は 2023 年 11 月 29 日、それまでに至った暫定的な決定の内容を織り込んだ公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案）」（本 ED）を公表した。2024 年 3 月 29 日を期限とする 120 日のコメント提出期間が設けられている。
- 本 ED は、金融負債及び資本性金融商品の分類からは明らかにならない特性に関し提供される情報を改善する目的で、IAS 第 32 号の分類の要求事項（基本になる原則を含む）を明確化する事に加えて、金融負債及び資本性金融商品の表示及び開示を拡充する要求事項を提案している。

序説

国際会計基準審議会(以下、IASB)は2023年11月29日、公開草案「資本の特徴を有する金融商品(IAS第32号「金融商品：表示、IFRS第7号「金融商品：開示」、IAS第1号「財務諸表の表示」の修正案)」(本ED)¹を公表した。コメント募集期間は120日で、提出期限は2024年3月29日である。

IASBは、IAS第32号を改善する目的で、発行された金融商品を資本又は負債に分類すべきかを検討した2つのディスカッション・ペーパー²を以前に公表している。いずれのケースでも、新しい原則の策定が必要と考えられたが、IASBは寄せられたフィードバックを基に、以下に関する規定を除いて当該基準書を根本的には修正しないことを決めた。

- ▶ 既に識別されているIAS第32号の適用に際しての実務上の問題点を解消すること
- 及び
- ▶ 企業が発行した金融商品に関して財務諸表において提供される情報を改善すること

現在のFICEプロジェクトは、リサーチプロジェクトから2020年12月に基準設定プロジェクトへと進んだ。³ 本EDは、それ以降IASBが識別された実務上の問題点に対処するために行った暫定的な決定を織り込んでいる。本稿は、本EDで提案されている修正を要約し、ドラフト段階の修正の範囲及びその影響に関する予備的見解を説明する。

弊法人のコメント

我々は、IASBがIAS第32号を明確化する目的で、金融商品を金融負債又は資本に分類して表示するためのより詳細なガイダンスを提供することを支持する。それは総じて、現在の実務に整合的であり、適用の一貫性が大幅に向上する。IAS第32号の要求事項は全体的に十分に理解され、うまく機能していることから、IASBは問題点としてはつきりしている実務上の論点に焦点を絞っている。

IASBは修正案を開発するにあたり、資本は、企業が発行した所有持分のうち最も優先順位が低く、通常は普通株式又は同等の金融商品を表す、という点に重きを置くアプローチを採用していたようである。しかし、IAS第32号の分類原則には何の変更も加えられていない。

本修正は明確化と記述されているものの、既存の要求事項を変更することから対応する会計基準書の変更を表している。したがって、企業が修正を最初に適用する時点での会計処理を遡及的に変更しなければならないが、これは過年度誤謬の訂正ではない。

¹ 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」IAS第32号、IFRS第7号及びIAS第1号の修正案(本ED) 2023年11月. [LINK](#)

² 資本の特徴を有する金融商品 2008年2月 [LINK](#). 資本の特徴を有する金融商品 2018年6月 [LINK](#)

³ IASBスタッフペーパー 2020年12月 資本の特徴を有する金融商品、Project proposal moving the project to the standard-setting programme [LINK](#)

1. 関連する法律又は規制(法令)の影響

金融商品又はその構成部分をIAS第32号に従って金融負債又は資本のいずれに分類すべきかを評価する場合、具体的な契約条件だけでなく、当該金融商品が発行されている国や地域で適用されている法令の影響も考慮する必要がある。⁴

本EDでは、金融商品又はその構成部分を資本又は金融負債に分類する際に、発行者が下記の点を考慮しなければならない点を明確化することを提案している。⁵

- ▶ 契約上の権利及び義務のうち、法令により強制力を有し、関連する法令により創出される権利及び義務に追加される契約上の権利及び義務のみを考慮する。つまり、関連する法令から創出される権利又は義務のうち、契約上の取決めに含まれているかどうかに關係なく生じる権利及び義務は考慮に入れない。(したがって、例えば、適用される法律の定める条件が最低限の配当の支払いを要求している場合に、たとえ同じ条件が契約書にあるとしても、それは考慮すべきではなく、それをもって当該金融商品が負債に分類されることはない。)
- ▶ そのような契約上の権利及び義務は、金融商品又はその構成部分を分類する際には全体を捉えて考慮しなければならず、契約による部分とそうではない部分とに分解してはならない。(したがって、適用される法律が最低限の配当の支払いを定めているが、企業がそれより高い額を最低限の配当として設定する選択をしたならば、配当を支払う契約上の義務全体を金融負債又は負債部分に分類することになる。)

本EDではまた、契約上の権利又は義務の強制力を妨げる法令も考慮しなければならないということを明確化するよう提案している。これは、金融商品の償還が現地の法令又は企業の定款により無条件に禁止される場合には、たとえ保有者が償還を要請できる権利を有しているとしても、それは資本に分類されるというIFRIC第2号「協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品」における原則に整合する。

弊法人のコメント

これらの修正案の影響を反映しても、一般的には現在の実務と整合的であると想定され、修正案によりIAS第32号とIFRIC第2号の関係性がより明確化される。

企業はまた、法令で規定された条件に追加される条件も含め、当該提案が発行済み金融商品に与える潜在的な影響を慎重に検討しなければならないが、その結果、それらの条件全体でもって、分類が検討されることになるであろう。

⁴ 本EDのBC12項にて、既存のIAS第32号第11項が契約、契約上の権利及び契約上の義務に言及していると示されている

⁵ 本ED第15A項及びAG24A項からAG24B項

2. 固定対固定

企業自身の資本性金融商品で取引を決済する義務は、その義務が固定金額の対価の交換に固定数量の資本性金融商品を引き渡す義務になる場合にのみ、金融負債ではなく資本に分類しなければならないというのが、IAS第32号の基礎となる原則である。これは「固定対固定」条件として知られる。

本EDは以下を明確化することを提案している。⁶

- ▶ 企業自身の資本性金融商品のそれと交換される対価の金額は、企業の機能通貨で表示されなければならない(外貨建てだと、決済額の機能通貨による価値が変動することになるため)。
- ▶ 自己の資本に係るデリバティブがIAS第32号の「固定対固定」条件を満たし、よって資本として分類されるには、原商品になるそれぞれの資本性金融商品と交換される機能通貨建ての単位数が固定していなければならず(いかなる状況においても変動しない)、もしくは変動するとしても以下の調整による変動のみでなければならない。
 - ▶ 「価値を維持するための調整」
 - ▶ 「時間の経過による調整」
- ▶ 企業自身の非デリバティブ資本性金融商品の固定数と、別の種類の企業自身の非デリバティブ資本性金融商品の固定数とを交換することで決済される契約は、資本に分類しなければならない。これは、金融商品の保有者が、決済に複数のクラスの企業自身の資本性金融商品を選択できる場合にも関連性がある。

価値を維持するための調整とは、既存の株主の相対的経済利益と同等以下となる場合に、将来の株主になる権利の保有者の相対的経済利益を維持することを企業に求める調整をいう。これには、例えば、株式分割、株式の特別発行及び既存株式に支払われる臨時配当などを反映するための、デリバティブ条件への調整も含まれる。調整が、既存株主持分の変動以上にデリバティブ保有者に有利に働く場合には、当該義務を資本に分類することはできない。

時間の経過による調整とは、以下の両方に該当する調整をいう。

- ▶ 事前に決められており、時間の経過に応じてのみ変動する。
- ▶ 当初認識時点で、企業自身の資本性金融商品のそれと交換される、企業の機能通貨における現在価値を固定する。各決済日において交換される対価との差額は、時間の経過に比例した補償を表す。

弊法人のコメント

ここで明確化案は、進展してきた実務にほぼ整合的であり、実務を下支えするより強固なフレームワークを提供する。企業は、時間の経過に比例するものをどのように評価するかをはじめとして、当該調整が資本への分類を裏付けるものであるかどうかを見極めるには判断を要すると考えられる。

⁶ 本ED、IAS第32号第16項、第22項、第22B項から第22D項、AG27A項及びAG29B項

3. 企業自身の資本性金融商品を購入する義務

企業が自己の資本性金融商品を購入する義務には、様々な形態が存在する。自己株式を購入するための先渡契約以外にも、少数持分の保有者に、企業に自己株式を購入することを要求できる権利(だが義務ではない)を与える契約などもよくある例になる。これは企業結合に関連して生じることがあり、その場合、元からの株主は、企業結合後に買収企業へ売却が可能な少数株主持分を保持している。買入価格は固定されている場合もあれば、企業の収益、利益又は株式価格の倍数などの係数を参照して設定される場合もある。

このような義務について、IAS第32号は、企業は償還金額の現在価値に関する金融負債を認識し、償還金額を資本から除去し金融負債に含めなければならぬ、と定めている。ここで、資本のどの部分から当該金額を除去し、償還金額に関する負債をどのように測定すべきかに關し実務上の問題が生じる。これに対処すべく、IASBは以下の内容を明確化することを提案している。⁷

- ▶ 企業が自己の資本性金融商品を購入しなければならない義務を含む契約に関するIAS第32号の要求事項は、企業自身の別の種類の資本性金融商品の可変数を引き渡すことで決済される契約にも適用される。
- ▶ 企業自身の資本性金融商品の償還に係る負債の当初認識時点で、企業が当該金融商品に関連して生じる権利及びリターンに対するアクセスをまだ有していないければ、当該金融商品は引き続き認識される。したがって、金融負債の当初金額は、非支配持分又は株式資本以外の資本部分から除去される。
- ▶ 金融負債の当初測定と事後測定に同じアプローチが用いられなければならない。すなわち、金融負債は、最も早く到来する償還日時点の償還金額の現在価値で測定され、相手方が償還権を行使する確率及び見込時期は考慮に入れない。
- ▶ 金融負債の再測定で生じる利得及び損失は純損益に認識する。
- ▶ 自己の資本性金融商品を購入する義務を含む契約が、引渡しが行われないまま失効する場合は、以下の取扱いとする。
 - ▶ 金融負債の帳簿価額の認識を中止し、当初認識時点に除去したのと同じ資本部分に含める。
 - ▶ 金融負債を再測定することで過去に認識した利得又は損失は戻入れを行わず、当該利得又は損失の累計額を、利益剰余金から資本の別の項目に振り替える。

⁷ 本ED、IAS第32号第23項、AG27B項から AG27D項

- ▶ 総額を企業自身の資本性金融商品で現物決済する売建プット・オプション及び先渡購入契約は、総額基準で表示しなければならない。

弊法人のコメント

企業自身の資本性金融商品を買戻す義務に係る金融負債の当初測定及び事後測定に関する提案では、新しい測定アプローチが作り出されることでIAS第32号の適用範囲が分類及び表示の範疇を超えて拡充されるように思われる。負債は当初認識時点では、償還金額の現在価値で認識しなければならないというが、現在のIAS第32号の要求事項である。しかし、本修正案からは、当初測定及び事後測定の双方において最も早く到来する償還日を考慮すべきで、相手方が償還権行使する確率及び見込時期は考慮に入れるべきではないということが明確化される。本修正案はまた、割引の振戻し及び予想決済額の変化により負債の価値が変動することになっても、変動額は各報告日時点で純損益に認識しなければならないと示唆している。本修正案の最終化の際には、この計算について説明する設例が提供されると有益であろう。

金融商品の分類を決定する上で、法律及び規制の影響は、上記1で解説しているように考慮に入れるべきではない。対照的に、自己の資本性金融商品を購入する企業の契約上の義務から生じる金融負債の当初測定及び事後測定については、法律及び規制の潜在的な影響を考慮しなければならない（銀行の破綻処理規制が発動されている場合など）。例えば、企業は、銀行の破綻処理規制が発動された結果として自己の資本を購入する義務が生じる可能性は僅かであることから、現時点では重要性がないであろう金融負債部分の公正価値について、主たる資本契約に組み込まれている金融負債部分の測定への要求事項案の影響を評価しなければならない。

会計処理の方法に現在実務面でのばらつきが存在することから、非支配持分に係る売建プット・オプションを有する多くの企業が本提案の影響を受けることになる。本修正案は遡及適用されることから、企業は、既存の金融商品への影響を検討しなければならない。新たな取引を検討している企業は、本提案のこの領域における潜在的な影響を考慮に入れなければならない。

4. 条件付決済条項

金融商品に、発行者及び保有者の双方の支配が及ばない不確実な将来の事象が発生した時点で現金決済しなければならない、とする要求事項が含まれている場合がある。

IAS第32号では、そうした条件付決済条項を伴う金融商品は、その全体を金融負債として分類するか、あるいは資本と負債部分が別個に存在する複合金融商品として分類するか、という実務上の疑問が生じている。今回の明確化で、条件付決済条項について、当初認識以降に生じる偶発事象の発生確率や推定される発生時期を、条件付決済条項の測定に反映すべきか否かが明確になることもメリットの一つであるとIASBは考えている。さらに、契約上の特性はどのような場合に「真正でない」とみなすべきか、及び「清算」という用語が何を意味するのかを判断する際にも実務上疑問が生じていた。

これらの疑問を解消するために、本EDは以下を目的にIAS第32号を修正することを提案している。⁸

- ▶ 条件付決済条項を伴う金融商品は複合金融商品になるということを明確化する
- ▶ 不確実な将来の事象の発生確率、推定される発生時期又はそうした事象の不発生(又は不確実な状況の結果)が、条件付決済条項から生じる金融負債の当初認識又は事後測定に影響を及ぼすことはないということを明確化する。
企業は、当初認識時点及び事後測定において、金融負債を決済金額の現在価値で測定する。
- ▶ すべての収入が、複合金融商品の負債部分に当初配分されるとしても、発行者の裁量による支払い(配当など)は資本に認識されるということを明確化する。
- ▶ IAS第32号の第25項(b)の「清算」という用語は、企業が永久的に事業を停止した後に始まるプロセスを指すということを規定する。
- ▶ IAS第32号の第25項(a)により「真正でない」契約条件の評価は、偶発事象の発生確率のみを考慮して行われるのではなく、具体的な事実と状況に基づく判断が求められるということを規定する。

弊法人のコメント

企業は本EDの条項の文言を慎重に検討し、発行している金融負債及び資本性金融商品への本提案の影響を考慮することが重要である。

発行者の裁量による支払いが資本に認識されることが明確化されたことについて潜在的な影響がある企業は、ヘッジ関係について受ける影響について検討すべきである(支払いはもはや費用として認識されず、資本はヘッジ会計には不適格となるからである)。

IASBの提案する、リスクのポートフォリオを会計処理するための新しいダイナミック・リスク・マネジメント・モデルを使用する予定の企業は、⁹ 本修正案により生じる発行済金融商品の分類の潜在的な変更について検討すべきである。

5. 株主の裁量

発行済金融商品を資本とするためには、企業は、契約上の義務を決済するための現金又は別の金融資産の引渡しを回避できる無条件の権利を有していなければならない。発行済金融商品が裁量による支払いの対象になる場合、この権利を証明するためには、支払いを行うかどうかの決定は企業が行うことができる必要がある。この点、どのような場合にそうした支払いが株主の承認を必要とするか、また株主の決定は支払いを回避する企業の無条件の権利に影響を与えるか否か、という実務上の疑問が生じている。本EDは、企業が、株主の決定がどのような場合に企業の決定として扱われるかを評価し、金融商品の資本への分類を裏付けるために検討しなければならない潜在的な要素を例示している。¹⁰

⁸ 本ED、IAS 32第11項、第25項、第25A項、第31項、第32A項、AG28項及びAG37項

⁹ 「Applying IFRS、IASB、DRM会計モデルの開発を継続」2023年12月 [LINK](#)

¹⁰ 本ED、IAS第32号第AG28A項からAG28C項。

検討に向けて列挙されている要素は、いずれもそれ自体が決定的なものではなく、リストもすべてを網羅することを意図している訳ではない。

- ▶ 株主の決定が性質上日常的なものであるか否か、すなわち企業の事業活動の通常の過程で行われており、企業の決定として扱われる可能性が高いものであるか否か。これには、例えば年次株主総会での配当の承認のように、事業上又は法人全体のガバナンス・プロセスの一部であるか否かも含まれる。
- ▶ 当該決定が企業の経営者により提案される行為又は開始される取引に関係しており、株主は単に経営者の提案を承認又は拒否するだけか否か。経営者が株主の承認を求めることを提案しなければ支払いを回避できる場合には、株主の裁量は分類に影響を及ぼさない(よってそれは、企業の決定になる)。また、株主の決定が、株主の承認を第三者により提案又は開始される取引(ある企業がグループの支配を望む場合に、株式を当該企業に売却する申出が株主に対し行われる場合など)に関係する場合は、株主の決定が企業の決定として取り扱われる可能性は低い(すなわち、当該企業は要求されている決定を拒むことができず、それは金融負債を示唆する)。
- ▶ 株主の種類が異なるれば種類ごとに異なる影響を及ぼすがどうか。例えば優先株主の裁量は負債を示唆するものとして取り扱われ、種類ごとの投票は、企業の決定ではなく、特定の種類株主の独立した決定になることを示唆するだろう。
- ▶ 株主の意思決定権により、株主は企業に株式を現金で償還する又は株式のリターンを現金で支払うことを求めることができる。そうした意思決定権は、株主が当該株式への投資者として決定を行うということを示唆し、企業の決定となる可能性は低い。

弊法人のコメント

この論点は、現在明確ではなく実務にばらつきが見られる領域である。これらの要素は概ね実務がどのように発展していったかを表しており、よって追加のガイドンスは望ましいものである。しかし、提案されたアプローチは、現在の実務以上に制限が厳しい可能性がある。

検討すべき要素(決定的または網羅的ではない)の例が提供されたことで、判断は今後も引き続き求められる。これにより、新しいコーポレート・ガバナンス実務が出てきた際には、原則主義のアプローチの適用が可能となる。

異なる種類の株主が存在する企業は、追加的なガイドンスの潜在的な影響に特に注意を払うべきである。

6. 金融負債及び資本性金融商品の分類変更

IAS第32号は現在、分類変更に関する一般的なガイドンスを提供していない。既存の要求事項は、金融商品又はその構成要素の分類について、それも当初認識時の分類についてのみ関係するものである。

清算時に生じるプッタブル金融商品及び分類変更に関する一部具体的なガイダンスは存在するが、これらは限られた状況のみでの適用となる。¹¹ その結果、実務にばらつきが生じている。

本EDは、金融負債及び資本性金融商品は、一定の条件が満たされない限り、当初認識後に分類変更はできないということを明確化することを提案している。¹²

- ▶ 清算時に生じるプッタブル金融商品と義務に関して、特定のガイダンスが適用される(それは、上述のとおり既存のIAS第32号の要求事項である)。
- ▶ 契約上の取決めには関連しない状況の変化により、契約関係の実態が変化する。

契約上の取決めに関連しない変化は、契約に規定されていない事象から生じ、当初認識時に金融負債を分類する際には考慮されないものである。本EDは、企業の機能通貨の変更又はグループ構造の変化(グループ外の企業が子会社になる)など、企業の事業活動及び運営に影響を与えるであろう変化を例示している。そうした事象によって契約条件が変更になることはないが、契約条件の実態は変化する。

分類変更は、ある金融商品の認識を中止して別の金融商品を認識することとは大きく異なる。認識の中止は本修正案の範囲外である。金融商品の条件変更は、変更が「実質的」とみなされる場合には、認識の中止へとつながる。¹³

本EDは、金融商品が分類変更される場合、状況が変化した日から将来に向けて本修正案を適用することを提案している。企業は、従前に認識した収益、費用、利得又は損失を純損益に戻入れてはならない。

- ▶ 資本性金融商品が金融負債に分類変更される場合、振替時点の当該負債の公正価値と帳簿価額の差額は資本に認識する。
- ▶ 金融負債が資本性金融商品に分類変更される場合、資本性金融商品は振替日時点の金融負債の帳簿価額で認識し、いかなる利得も損失も認識されない。

弊法人のコメント

IAS第32号は現在、分類変更については何も述べておらず、実務にばらつきが生じているため、我々は本修正案を支持する。

金融負債又は資本性金融商品の分類変更を裏付けるために必要な変化は、金融資産の分類変更に関するIFRS第9号の既存のガイダンスに一部類似する。¹⁴ いずれの場合も、金融商品の契約条件の変更で分類変更が生じることはなく、(金融資産の事業モデルの変更又は発行済資本性金融商品又は負債性金融商品に関する機能通貨又は発行企業のグループ構造の変更など)金融商品の契約上の取決めには関係のない状況の変化の結果としてのみ生じる。

¹¹ IAS第32号第16E項

¹² 本ED、IAS第32号第32B項から第32D項及びAG35A項

¹³ IFRS第9号セクション3.3、特に3.3.2項及びB3.3.6項

¹⁴

契約条件の変更では、変更が実質的な場合は、当初の金融商品の分類に変更は生じない、又は当初の金融商品の認識が中止される、のいずれかになる。時間の経過による契約条件の変更(例:一定期間の後に固定になる変動転換率)では分類変更は生じない。しかし、本EDは、時間の経過に影響される金融商品に関しては追加的な開示を提案している。

7. 開示

本修正の主な目的は、企業が発行する金融商品について提供される情報を改善することにある。したがって本EDは、企業がどのように資金を調達しているか、またその資本の源泉及び所有構造(報告日現在で発行されている金融商品から生じる所有構造の潜在的な希薄化を含む)に関する情報が提供されるようにIFRS第7号の目的を修正することを提案している。¹⁵

本修正の結果、IFRS第7号の既存の開示要求事項に重要な追加をもたらすこととなる。

弊法人のコメント

本修正案による追加の開示要求事項は、全体として、発行者の開示義務に重要な追加をもたらすものである。開示要求事項に準拠するためのコストを適切に評価し、利用者にとっての便益と比較できるよう、慎重に検討することが重要である。企業は、開示要求事項が運用可能であること、及び適切な重要性の評価を行うことができるほど開示の目的が十分に明確であることを確認する必要があり、その上で開示の適切な粒度を決定すべきである。

7.1. 清算時の企業に対する請求権の性質及び優先順位

本EDは、清算時の資本に対する請求権の性質及び優先順位に関する情報の開示を企業に要求することを提案している。¹⁶ これは、企業の資金調達方法には、金融負債と資本性金融商品の特徴を併せ持ち、異なる水準の劣後の順位が存在する複雑な金融商品が含まれる可能性があるからである。開示の改善は、財務諸表の利用者が、発行済金融商品から生じる企業に対する請求権の性質及びその請求権が企業の流動性及び支払能力にどのように影響を及ぼすかを理解できるようにすることを意図している。

本修正案は、これらの金融商品から生じる各クラスの請求権の帳簿価額及び財政状態計算書にて当該請求権が計上される表示科目を開示することを企業に求めている。企業は、契約の性質及び清算時の優先順位に基づいて各クラスにグループ分けし、最低限以下のように区別しなければならない。

¹⁵ 本ED、IFRS第7号、新設第1項(c)

¹⁶ 本ED、IFRS第7号、新設第30A項及び第30B項

- ▶ 個別及び連結財務諸表においては、以下を区別する。
 - i. 担保付請求権と無担保請求権 及び
 - ii. 劣後請求権と非劣後請求権
- 及び
- ▶ 連結財務諸表において以下を区別する。
 - i. 親会社が発行した金融負債と資本性金融商品
 - 及び
 - ii. 子会社が発行した金融負債と当該子会社に対する非支配持分(子会社別での開示は要求されない)
- ▶ これらの開示は、IAS第32号の範囲に含まれるすべての金融負債及び資本性金融商品について行わなければならない。
- ▶ 下記7.3で説明している開示とは対照的に、ここでの開示の目的は、清算時の個々の金融商品の優先順位に関する情報を提供することではなく、資本構造を分類して資本構造の性質の違いを示すことで、利用者が請求権の性質と、それらが企業の流動性及び支払能力にどのように影響するかを理解できるようにすることである。結果として、これらの情報は連結及び集計ベースで提供することができる。

弊法人のコメント

IASBは、企業の資本構造を構成する項目の定義を開発するより、実際に企業の資本構造を構成する項目のそれぞれの説明を企業に求めることを選択した。企業は、最低限の開示要求を満たしうえで、どの情報を提供すべきか、どのように情報(例えば、劣後化、担保設定及び損失吸収能力)を区分し集計すべきかを決定するには判断を適用する必要がある。

7.2. 金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の契約条件

「典型的な」金融負債の重要なキャッシュ・フローは、タイミング及び固定又は算定可能な金額を特定できることが特徴であり、一方「典型的な」資本性金融商品は、タイミング及び金額が特定されないということがその特徴になる。

本EDは、金融負債と資本の両方が存在する金融商品(すべての独立のデリバティブ金融商品を除く)については、企業は財務諸表の注記で以下に関する情報を開示しなければならない、と提案している。¹⁷

- ▶ 資本性金融商品に分類した金融商品について「負債類似の特徴」(例えば、配当が普通株式に対して支払われた場合のみに優先株式に固定クーポンが支払われるという特徴)
- ▶ 金融負債に分類した金融商品について「資本類似の特徴」(例えば固定対固定の要件を満たさない自己資本を対象とした組込デリバティブや、

¹⁷ 本ED、IFRS第7号新設第30C項及び第30D項

発行体の資本が一定のトリガー水準を下回る場合に元本金額が減少する「評価減債券」)

- ▶ そのような金融商品が金融負債、資本性金融商品又は複合金融商品のいずれに分類されるかを決定する条件

弊法人のコメント

IASBは以前にも、企業が裁量による支払いを行うことになる経済的強制を作り出す契約条件をどのように会計処理すべきかを検討している。そのような金融商品は資本に分類されるかもしれないが、負債類似の特徴を有する。そのような特徴を有する金融商品に関する追加的な情報を提供することは、開示要求が意図していることの一例である。

提案された適用指針は、万が一の清算の場合を含め、負債類似の特徴と資本類似の特徴を区別するのに役立つ指標を定めている。¹⁸ 本修正は、適用指針では取り扱われない、関連する金融商品を識別する際に役立つ広範な原則を定めようとしている。これは資本市場の革新の水準、すなわち新しい特徴を有する金融商品が将来現れる可能性を考えれば、必要なことである。

7.3 金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の清算時の優先順位

本EDは、企業は金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品（複合金融商品を含むが、すべての独立のデリバティブ金融商品を除く）の清算時の優先順位に関するより詳細な情報を開示しなければならない、と提案している。この優先順位に関する情報は、上記7.2に述べられる契約条件の開示の一環で提供されるべきであり、以下の情報も含めなければならない。¹⁹

- ▶ 金融商品の契約条件のうち、清算時の優先順位を示すもの（清算時の優先順位の変更を生じさせる可能性のある契約条件を含む）
- ▶ 契約上の劣後が当該クラスのその他の金融商品と異なる場合の当該契約上の劣後に関する情報（例えば、一部の劣後債が、他の劣後債より順位が低くなる場合や、証券化商品において複数のトランシェが発行され、それぞれに劣後順位がある場合）
- ▶ 金融商品に適用される法律又は規則が清算時の優先順位にどのように影響を与える可能性があるのかに関する重大な不確実性に関する情報
- ▶ 保証など、清算時の優先順位に影響を与えるグループ内の取決めの説明（例えば、いずれの企業が保証を提供するか、あるいは受領するか）

このような方法で、投資者であれば重要と考えるであろう条件について投資者に注意が促され、投資者は基礎になる文書を検討することでさらなる分析を実施すべきか否かを決定することができる。

¹⁸ 本ED、IFRS第7号新設第B5B項からB5G項

¹⁹ 本ED、IFRS第7号新設第30E項

弊法人のコメント

清算時の優先順位に関する開示は、金融商品の契約上の条件に言及しても、法律や規制の影響には言及していない(ただし、法律や規制がどのように適用されるかに関する重要な不確実性が存在する場合を除く)。したがって、特に様々な法律や規制に準拠しなければならない事業が存在する多国籍企業については、求められる開示情報では、清算時の金融商品の優先順位を完全に把握できないというリスクが存在する可能性がある。

清算時の優先順位の開示は、法的帰結に関する情報を明示的に求めるものではないが、さらなる情報提供が有用となる可能性がある。

7.4 時間の経過

本EDは、金融商品が期限を迎える前に一定の時間が経過すると有効になる、又は無効になる金融負債(独立のデリバティブを含む)の条件に関する情報を、企業は開示しなければならない、と提案している。²⁰ この開示は、時間の経過では金融負債が振り替えられることがないという決定の帰結である。

7.5 普通株式の潜在的な希薄化

本EDは、財務諸表の利用者が普通株式を引き渡すことで決済される金融商品から生じる、普通株式の潜在的な希薄化を理解できるようにする追加的な開示を、企業に求める提案をしている。²¹ これには、例えば、転換社債及び自己の資本を原資産とするデリバティブが含まれる。

この開示要求事項はIFRS第2号「株式に基づく報酬」が適用される株式報酬取引にも適用される。この開示は、通常のIAS第33号「1株当たりの利益」の希薄化後1株当たり利益の開示への追加となる。

本EDは、以下を含む普通株式の最大限の希薄化に関する情報を、企業は(できる限り)表形式で開示しなければならない、と提案している。

- (a) 報告日時点で残存する各種類の潜在的普通株式について企業が引き渡しを求められる追加的な普通株式の最大数
- (b) 普通株式を買い戻す契約又はその他のコミットメントの説明及び買い戻すことを要求される各クラスの普通株式の最低数
- (c) 前期の報告期間から(a)と(b)が大きく変化した原因とこれらの原因がそうした変化にどのように寄与したかの説明
- (d) 報告期間の末時点で残存する各種類の潜在的普通株式について、各クラスの普通株式の最大限の希薄化の可能性の理解に関連する条件の説明
- (e) 上記(a)から(d)で求められる情報は、以下を含める表形式で提供することができる

²⁰ 本ED、IFRS第7号新設第30F項

²¹ 本ED、IFRS第7号新設第30G項及び第30H項

i. 企業が引き渡しを求められる追加的な普通株式の最大合計数。上記(a)により開示される株式数の合計になる

及び

ii. 上記(e)i.から上記(b)を減じて計算される、企業が引き渡しを求められる追加的な普通株式の正味最大株式数

当該情報で、利用者は、企業がリターンを普通株主にどのように分配するか、企業が過去に事業資金をどのように調達してきたか、及び報告日時点で発行されている金融商品で企業の資本構造がどのように変化するかを理解できるようになる。

弊社のコメント

IAS第33号を適用している企業は、普通株式の潜在的な希薄化に関する情報をすでに提供している。本EDに提案される開示は、すでに提供されている情報と重複する又は置き換えることを意図するものではなく、新しい要求事項を満たすのに既存の情報の一部を使用できる。

しかし、提案されている要求事項は、IAS第33号とは異なる目的を果たすものであり、異なる計算方法が定められている。

したがって、企業は追加的な要求事項(IFRS第2号が適用される株式報酬を含む)の影響を慎重に見極める必要がある。

7.6 資本性金融商品に分類されるプッタブル金融商品

本EDは、企業が発行する資本に分類されるプッタブル金融商品から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、タイミング及び不確実性を利用者が評価できる情報を、企業は開示しなければならない、と提案している。²² この情報は以下を含む。

- ▶ 資本性金融商品に分類された金額に関する要約の定量的情報
- ▶ 前報告期間からの変化を含む、プット・オプションの下でその義務を管理する目的、方針及びプロセス
- ▶ 当該クラスの金融商品の償還又は買戻しの際の予想キャッシュ・アウトフロー及び企業はどのように予想キャッシュ・フローを算定しているか

7.7 自己の資本性金融商品を買い入れる企業の義務を含む金融商品

本EDは、自己の資本性金融商品を買い入れる企業の義務を含む金融商品(上記3に説明される金融商品など)の会計処理を利用者が理解できる次のような情報を、企業は開示しなければならない、と提案している。²³

- ▶ 当該義務の当初認識時点で資本から金融負債に振り替えられた金額、及び当該金額が取り除かれた資本の内訳項目
- ▶ 報告期間に純損益に認識された再測定利得又は損失

²² 本ED、IFRS第7号新設第30I項

²³ 本ED、IFRS第7号新設第30J項

- ▶ 義務が報告期間に決済された場合の、決済で生じる利得又は損失
- ▶ 報告期間に義務が行使されずに失効した場合に金融負債から資本に振り替えられた金額
- ▶ 報告期間に義務に関し資本内で振り替えられた金額及び振替により影響が生じた資本の内訳部分

8. 表示

本EDは、普通株主に帰属する金額に関する追加情報を提供することを企業に求める目的でIAS第1号を修正することを提案している。²⁴ この情報は、企業の自己の資本性金融商品のその他の保有者に帰属する金額とは別個に表示される。この変更の意図は、企業の純資産に対する投資家の請求権の類似点及び相違点を中心に、企業の金融商品について提供される情報を改善することにある。

修正案は以下のとおりである。

- ▶ 親会社の普通株主に帰属する発行済資本金及び剰余金を、親会社のその他の所有者に帰属する発行済資本金と剰余金とは別個に示す財政状態計算書
- ▶ 親会社の所有者に帰属する純損益及びその他の包括利益の、親会社の普通株主とその他の所有者との間の配分を示す包括利益計算書
- ▶ 各クラスの普通株式と各クラスのその他の拠出持分含めた持分変動計算書における資本の各内訳項目の調整表
- ▶ 企業のその他の所有者に関する金額とは別個に表示される普通株主に関する配当金額

9. 経過措置

本EDは、本修正への移行は完全遡及アプローチとすることを提案している。比較情報の修正再表示も求められるが、適用開始時の負担を軽減するために、IASBは、企業は財務諸表に複数期を表示している場合でも、修正再表示は前期1期のみとしている。

IASBは、期間を通して財務情報の一貫性が最大限確保され、比較情報の分析及び理解が促進されるよう、適用開始時に完全遡及アプローチを提案することを選択した。

詳細な修正再表示情報が1期分についてのみ求められるとは言え、完全遡及アプローチを適用する際には企業は、比較対象期間の期首時点の開始利益剰余金を調整して、期首時点の分類の変更を反映する必要がある。期首時点の調整は、修正により分類が変更になる残存する金融商品については、企業は既に当該修正を適用しているかのように行う必要がある。

²⁴ 本ED IAS第1号第54項、第81B項、第107項及び108項

IASBは、金融負債に分類しなければならない資本性金融商品について、実務上不可能な場合にはIFRS第9号の実効金利法の遡及適用を免除することを提案している。この場合、移行日の公正価値が同日の金融負債の償却原価として扱われる。

複合金融商品については、さらなる救済措置が提案されており、負債部分が本修正案の当初適用時点でもはや残存しなくなっている場合、複合金融商品を分離することは必要でなくなる。

本EDは、本修正が適用される最初の期間及び比較対象期間については、以下に係る調整金額の開示を免除することを提案している。

i) 影響される各表示科目

及び

ii) IAS第33号を適用している企業については、基本的及び希薄化後1株当たり利益
本EDは、本修正の適用開始時の金融商品の分類の変更について、移行日時点で、又は金融商品が比較対象期間に発行されている場合には金融商品が発行された後に訪れる最初の報告期間の期首時点で以下について開示しなければならない、と提案している。

i) 本修正を適用する直前に決定された金融商品の従前の分類及び帳簿価額
及び

ii) 本修正を適用した後に決定された金融商品の新しい分類及び帳簿価額

弊社のコメント

完全遡及適用に関する要求事項では、十分に詳細な情報が入手可能ではない過年度において、分類の変更の影響が生じた場合には、さらなる実務上の課題がいくつか生じる。

ヘッジ関係にある金融商品について、本修正案により分類が変更されるとしたら、企業は、本修正が発効する時点でそれらのヘッジ関係の継続を遡及して中止せざるを得なくなる。1つの例が、従前にヘッジ関係に指定されていた金融負債が（IAS第39号又はIFRS第9号の適格なヘッジ対象にならない）資本性金融商品に振り替えられる場合である。別の例としては、報酬が費用から資本に振り替えられる、現在負債に分類されている複合金融商品が挙げられる。企業は、既存のヘッジ関係のうち、どれがこうした結果となるリスクにあるかを識別し、潜在的な帰結を評価しなければならない。

また、本提案の影響を評価する場合（及び最終化された場合に本修正の適用を計画立案する場合）、将来に向けてのヘッジ会計上の指定の免除は存在しないことから、企業は、本修正が発効した場合に指定することを意図する新しいヘッジ関係を識別しなければならない。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を 目指して」をパーサス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および 保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は、011939-23GbIの翻訳版です。

ey.com/ja_jp